

全ての市民が対象。1人6,000円分の商品券です

高崎市民商品券を配布します

問/産業政策課 ☎027-321-1255

0歳から高齢者までの全ての市民を対象に、市内の取扱店で使える「高崎市民商品券」を配布します。商品券は、3月中旬から順次発送します。今回号では、商品券の概要などについてお知らせします。また、商品券を使用できる取扱店も募集します。



3月中旬から順次発送

全ての市民に対し、1人当たり6,000円分（500円券×12枚）の商品券を配布します。エネルギーや食料品などの物価高騰の影響で家計の負担が増えている市民の皆さんを支援するとともに、市内経済の活性化につなげるための取り組みです。

商品券は、市内の飲食店や小売店などで使えます。対象は2月1日時点で本市に住民登録のある人です。3月中旬から世帯ごとにまとめて、簡易書留で発送。届いた日からすぐに使うことができます。使用期限は12月31日(木)です。

商品券が使える取扱店は約3,300店舗

取扱店は店先に貼られたポスターが目印です。市ホームページからも確認できます。

これまでの取扱店に通知を発送します

令和4年に市が行った「高崎市民商品券」を取り扱っていた店舗には、2月上旬に取扱店登録についての通知を発送。2月下旬には、ポスター、換金に必要な書類などを発送します。

ポスターは、店舗の入り口など外から目立つ所に掲示してください。詳しくは、2月上旬に発送する通知を確認してください。



新たに商品券の取扱店を募集します

市内に店舗や事業所のある事業者の皆さん、新たに取扱店として参加できます。登録料や手数料はかかりません。詳しくは、産業政策課に問い合わせてください。

申請は、市ホームページにある申込フォームで受け付けます。郵送での申請は、市ホームページから「取扱店登録申請書」をダウンロードして記入し、〒370-8501高崎市役所 産業政策課へ。申請書は、市役所13階同課でも配布しています。

- 複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請してください
- 飲食店は、飲食営業許可証の写しを申請時に提出してください



小売業や飲食業、サービス業など、さまざまな業種が参加できます

対象の子ども1人につき2万円を支給します

物価高対応子育て応援手当



国の経済対策を受け、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、「物価高対応子育て応援手当」を支給します。対象は18歳以下の子どもがいる世帯で、給付額は子ども1人につき2万円です。

問い合わせは、制度についてはこども家庭庁コールセンター（☎0120-252-071）へ、申請についてはこども家庭課（☎027-321-1247）へ。

対象

平成19年4月2日～令和8年3月31日
生まれの子どもを養育している人

給付額

子ども1人につき2万円（1回限り）。
児童手当の受給口座に振り込みます

申請について

原則、申請の必要はありませんが、対象によって申請が必要な場合があります

申請の必要がない人

◆本市から児童手当を受給している人

令和7年9月分（令和7年9月生まれの子どもは10月分）の受給者には、2月上旬に通知を発送。児童手当の振込口座に、2月24日（火）に支給します。

令和7年10月1日～令和8年3月31日生まれの子どもについては、児童手当の手続き完了後に、順次振込日などが書かれた通知を発送します。

申請の必要がある人（締切日：2月27日（金））

◆所属庁（職場）から児童手当を受給している公務員

対象と思われる人に、1月下旬に通知を送付しました。職場から交付される申請書に必要事項を記入して、こども家庭課に提出してください。審査後、指定の口座に振り込みます。

◆令和7年10月1日～令和8年3月31日に、離婚など（離婚協議中を含む）により新たに児童手当の受給者となった人

児童手当の受給者変更の手続きと一緒に、こども家庭課に申請してください。すでに変更している人には、申請書を送付します。審査後、指定の口座に振り込みます。

◆18歳以下の子どもを養育しているが、児童手当を受給していない人（公務員以外）

対象と思われる人に、1月下旬に申請書を送付しました。必要事項を記入して、こども家庭課に提出してください。審査後、指定の口座に振り込みます。

別の養育者が他市区町村から児童手当を受給している場合はそちらから支給されるため、本市での申請は不要です。



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

同手当の支給に伴い、自宅や職場などに本市から問い合わせをすることがあります。ATMの操作依頼や、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。不審な電話がかかってきた時は、すぐにこども家庭課の窓口や最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）に相談してください。